六・七　（略）

2　（略）

3　支給決定障害者等（法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　（略）

一　（略）

二　法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの

三　（略）

（法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間）

第十五条　法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援（第三号に掲げるものを除く。）、就労定着支援及び自立生活援助　一月

二・三　（略）

2　（略）

（令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定）

第二十六条の二　令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第六項とする。

（療養介護に係る指定の申請等）

第三十四条の八　（略）

一～四　（略）

五　医療法第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

六～十六　（略）

2・3　（略）

（法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等）

第三十四条の二十の三　（略）

2・3　（略）

4　（略）

一・二　（略）

六・七　（略）

2　（略）

3　支給決定障害者等（法第八条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　（略）

一　（略）

二　法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの

三　（略）

（法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間）

第十五条　法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援（第三号に掲げるものを除く。）　一月

二・三　（略）

2　（略）

（令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定）

第二十六条の二　令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

（療養介護に係る指定の申請等）

第三十四条の八　（略）

一～四　（略）

五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

六～十六　（略）

2・3　（略）

（法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等）

第三十四条の二十の三　（略）

2・3　（略）

4　（略）

一・二　（略）